

山岡駐在所だより 令和8年7月号

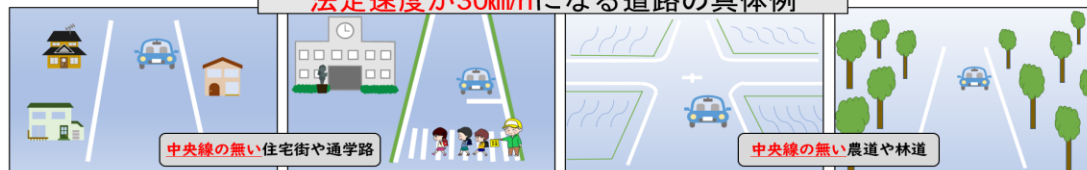
TEL 0573-56-3068

令和8年9月1日から

生活道路(中央線などがない道路)の自動車の法定速度が
60km/h ➡ **30**km/hに引き下げられます!!



法定速度が30km/hになる道路の具体例



令和8年9月1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵等の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



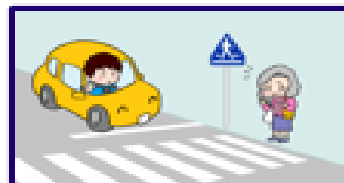
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/438250.html>

令和8年夏の交通安全県民運動の実施

実施期間：7月11日(土)から7月20日(月)まで

運動の重点

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 横断歩道における歩行者最優先の徹底
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 自転車等の安全利用とヘルメット着用の促進



歩行者の皆さんへ

ドライバーの皆さんへ

自転車の皆さんへ

- ★ 道路を渡る際は、横断歩道を活用して安全に渡りましょう。
- ★ 早朝や夕暮れ時・夜間は反射材を着用しましょう。



- ★ 夏休みの時期は、交通環境が大きく変化します。あらゆる時間帯に、こどもとの事故リスクがあることを認識しましょう。
- ★ 横断歩道に近づいたら、速度を落とし、歩行者の有無を確認し、歩行者・自転車がいる場合は、手前で停止しましょう。

- ★ 自転車を利用する際は被害軽減のため、自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ★ 道路を横断する際は左右・後方の安全を確認して横断しましょう。

～ おもいやり ゆずる心で 事故防止 ～

～山岡駐在所から皆様へ～

7月11日(土)から7月20日(月)まで夏の交通安全県民運動が実施されます。山岡駐在所管内には小中学生が利用する横断歩道が点在していますので、ドライバーの皆様にあつては横断歩道を横断しようとする歩行者がいないかの確認を十分にさせていただきますようお願いいたします。



事件・事故は「110番」へ

事件・事故以外の相談は「#9110」